

## 少年犯罪被害者の権利を加害者と対等のレベルに高めたい

---

少年犯罪被害当事者の会（大阪府）

### 少年被害当事者が置かれた状況を知ってほしい

少年犯罪被害当事者の会（以下、「当事者の会」）は、少年犯罪により、家族（多くの場合は子ども）を殺された家族の会である。会の設立は平成9年12月。未成年の加害者によって子どもを殺された家族の親たちが、「同じような体験をした、同じ思いの人と話がしたい」という必死の思いで探し合い、知り合ったのがきっかけだった。「そのとき、私たちは思う存分、お互いの話をしました。お互いの苦しい胸の内を分かち合い、それぞれの事件の話を聞くにつれ、自分たちだけがひどい扱いを受けたわけではないことも知りました。私たちが直面していたのは、たまたま起きた特殊な問題ではなく、加害者が少年の場合に必ず生じる、根の深い構造的な問題だったのです」（武さん）。



代表 武るり子さん

加害少年の権利は少年法によって手厚く守られており、一方で被害者の権利は忘れられがちである。加害者が少年というだけで、なぜ被害者の親にさえ事実を教えてもらえないのか。なぜ亡くなった子どもに代わって親が意見も言えないのか。少年を保護するならどうして親に責任を負わせないのか。集まった親たちの問題意識は同じ方向を向いていた。最大の問題は、少年犯罪の実態や被害者の実情を世間が認知していないことであり、少年犯罪の被害者遺族がどのような状況に置かれているのか、自分たちの現状を人々に伝えていくことこそが当事者の会設立の主な目的に据えられた。「一番の被害者である子どもたちのことを大切に思う親たちを“被害当事者”と呼ぶこととして、この会を結成しました。被害体験を話し続けるのは辛いことですが、“子どもが味わった恐怖や苦痛に比べれば…”という思いがあるからこそできたことです」（武さん）。

## 地道な訴えかけで、少年法改正に影響を及ぼす

当事者の会の設立に先駆けて、神戸連続児童殺傷事件等の少年犯罪が起こっており、少年犯罪への世間の注目度は高まっていた。そのため、当事者の会も結成4か月後に法務大臣に面会し、要望書や意見書を提出する機会に恵まれた。この流れにより、平成13年4月に少年法の一部が改正され、死亡事件については逆送の機会が増え、条件付きで被害者の意見陳述権と事件記録の閲覧・コピー権が認められるようになった。その後も当事者の会では、国会や参議院法務委員会での発言、法制審議会少年法部会への意見書提出等を通じて、平成19年5月の少年法の一部改正（少年院送致が14歳以上からおおむね12歳以上へと引き下げら



れ、14歳未満への強制調査権付与等が警察に認められる）、平成20年6月の同法の一部改正（殺人などの重大事件に限り、犯罪被害者や遺族が少年審判を傍聴できるようになる）に影響を及ぼしていく。「会ができたばかりの頃、少年審判の期日さえ教えてもらえなかった私たちにとっては、犯罪被害者や遺族が少年審判を傍聴できるようになる改正少年法の成立は、感慨深いものがあります」（武さん）。

ただし、このような成果は地道な活動を通じてもたらされたことを忘れてはならない。設立当初は、話を聞いてくれる人、話をさせてくれる場所がなかなかみつからず、そのような人や機会があれば、どこにでも出かけて行き、訴え続けた。社会に訴え、少年犯罪被害当事者を取り巻く環境を改善するという大きな目的のため、どのように伝えればわかってもらえるかと、訴えかける内容についても細心の注意を払った。「とにかく、多くの人に話かけ、一緒に考えてもらうことが必要でした。“なぜわかってくれないの”と悩むことも多かったのですが、辛抱、辛抱でした」（武さん）。悩んだときは、事件に遭うまで、自分がいかに少年犯罪を他人事として考えていたのかを自省する。すると、また話をし続けることの大切さに気付き、意欲が湧いてきたのだという。「お互いにそれぞれの立場を離れ、まず一人の人間として、歩み寄っていくことが大切だと思うのです。これからも、被害者遺族である前に、一人の人間として話をしていきたいと思っています」（武さん）。

## 若者とともに開催する「WiLL」

当事者の会が大事にしている「WiLL」というイベントがある。これは、子どもたちの追悼と、少年犯罪の被害者の実情を多くの人たちに知ってもらおうという目的で開催され、平成21年10月には11回目を迎えた。WiLLには、意志、決意、願い、気持ち、遺言といった意味が込められている。

もともとは、少年犯罪被害の話を聞きに来た学生たちとの出会いがきっかけで始まったものだという。「話を聞きに来た地元の学生が、一緒に泣いてくれました。その後も折に触れて訪ねてきてくれるうちに、彼らから“武さんはどうしたいの?”という投げかけがありました。“息子たちの追悼がしたい”、“遺族の人たちが集まって思いっきり話ができる場所が欲しい”と答えたところ、“武さんたちがしたいと思っていることをしましょう。私たちにできることは手伝えます”と言ってもらい、WiLLが始まったのです」（武さん）。学生たちは裏方に徹し、このイベントの運営を支えた。今でもその後輩たちがWiLLの企画・開催・運営を、会員と一緒にしている。11回目には大阪府・大阪市からも支援を受け、全国から240名を集めている。「被害に遭った当初は、息子と同じ年頃の子どもの接触は避けていました。辛かったので。でも、WiLLを運営してくれた学生たちとの触れ合いにより、若者の素晴らしさを再確認できました」（武さん）。



WiLL で展示されたボード

## 同じ境遇に苦しんでいる人に使ってもらいたい「孝和基金」

一方、当事者の会では、少年犯罪被害に遭われた人たちに対する具体的な支援の整備が必要だと話し合ってきた。同じ被害当事者だからこそできる相談、情報提供、代理交渉、心理的なケア、経済的支援、民事裁判の応援等をどのように充実させていくかが今後の課題である。その一つとして、少年犯罪被害者らの裁判費用を支援する「孝和基金」を紹介する。少年犯罪のために事件の真相を知らされない場合、それを知るために民事訴訟に訴えるしかないのが現状である。少年犯罪被害者やその遺族が犯罪の真相を明らかにして被害回復を求めるためにおこす裁判等の費用の一部を支援するための基金が

孝和基金である(返済不要)。武さんの亡くなったご子息の名前をつけたこの基金には、孝和君の事件の裁判で確定し、現在も分割で支払われている賠償金約 8,000 万円の全額を拠出しているほか、寄附金が充てられている。少年犯罪被害者の遺族が私財を投じて恒久的な支援基金をつくった我が国初めての事例だという。

「基金が、経済的理由で裁判に踏み切れない被害者、遺族を勇気づけるきっかけになってほしい。基金で救われる人が一人でも増えてほしい。私たちと同じ思いに苦しむ人たちの裁判が増えれば、被害者の人権や少年法をめぐる様々な問題点を提起できるようになるのです」(武さん)。

連絡先

少年犯罪被害当事者の会

電話：06-6478-1488      FAX：06-6478-1788  
(電話、FAX とも武るり子代表)

URL：http://www005.upp.so-net.ne.jp/  
hanzaihigaisha/welcome.htm/